

海外向け戦略的サプライチェーン構築推進事業実施要領（案）

制定 3 輸国第■■■号
令和 3 年●月●日
輸出・国際局長通知

第 1 目的

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 食産第 2762 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表 1 の事業の種類欄の 5 の（2）の海外向け戦略的サプライチェーン構築推進事業（以下「本事業」という。）の実施は、実施要綱及び農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 食産第 2771 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるところによるほか、本要領により実施するものとする。

第 2 事業実施主体

実施要綱別表 1 の事業実施主体の欄の 19 の輸出・国際局長が別に定める者は、次に掲げる 1 から 5 までの全ての要件を満たすコンソーシアム（共同事業体）とする。

- 1 コンソーシアムの中から代表団体が選定されていること。
- 2 代表団体は、以下の（1）から（5）までの全ての要件を満たしていること。
 - （1）民間企業、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、特例財団法人、特例社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人又は法人格を有しない団体で輸出・国際局長が特に認める団体（以下「特認団体」という。）のいずれかに該当すること。ただし、特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - ① 主たる事務所の定めがあること。
 - ② 代表者の定めがあること。
 - ③ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
 - ④ 各年度ごとに事業計画、収支予算等が総会において承認されていること。
 - （2）補助事業を的確に遂行するに足る知見を有し、本事業を行う意思及び具体的計画を有する団体であること。
 - （3）補助事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であること。
 - （4）本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
 - （5）補助事業の適正な執行に関し、責任を持つことができる団体であること。

ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 42 条第 2 項に規定する特例民法法人で、年間収入額に占める国からの補助金・委託費の割合が 3 分の 2 を上回ることが見込まれる法人に対しては、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）により、原則として補助金の交付決定を行うことができないため、これに留意すること。
- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第 5 の 1 の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式 1 を併せて輸出・国際局長に提出し、その承認を受けるものとする。

- 4 代表団体が補助金交付等に係る全ての手続等を担うこと。
- 5 コンソーシアムの組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。ただし、補助金交付候補者に選定された後でなければ、上記規程を定めることができない場合には、交付決定の日までに定めること。

第3 事業の内容等

(事業の趣旨)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、コンテナ価格・輸送費の高騰などの海外市場の変化や新たな需要に対応し、我が国の農林水産物・食品の輸出拡大等を図る必要がある。

このため、国内と海外市場の間のサプライチェーンを構築するために物流や小売等の企業も含む我が国の複数企業が形成するコンソーシアムが実施する農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和2年12月15日付け農林水産業・地域の活力創造本部決定）における品目別・国別輸出目標に沿った輸出拡大や海外展開の取組に対し、事業の実証段階で必要となる事業化可能性調査、機器・資材の賃借料や改修費等のほか、商品・技術のPR活動、コンテナリースや輸送、現地パートナー候補とのマッチングに係る取組、契約等におけるリーガル支援に必要な経費を支援する。

(補助対象経費)

別表に掲げるとおり、旅費、謝金、賃金、人件費、使用料及び賃借料、機器等改良費、委託費、需用費、役務費等の本事業に直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものとする。

(補助率)

- (1) コンテナリース、輸送（運賃・通関等の輸送に係るもの）に係る経費：2/3以内
- (2) (1) 以外の経費：1/2以内

(その他)

交付決定後、グローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会及び GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）のマッチング機能を活用して、より広範囲の関係者の参画を促すことができる。

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和3年度とする。

第5 採択基準等

実施要綱第4の別に定める事業の採択基準のうち、輸出・国際局長が定める採択基準は、次に掲げるとおりとし、以下の1（1）から（6）に掲げる基準を全て満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。

1 必須となる基準

- (1) 事業内容及び実施方法について、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を実施するため適切なものであること。
- (2) 事業実施主体が、事業実施及び会計手続を適切に行い得る体制を有していること。
- (3) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適切な資金調達が可能であること。
- (4) 事業実施主体が、コンソーシアムであること。
- (5) 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略

(<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/progress/attach/pdf/index-11.pdf>) に沿った取組であること。

(6) 事業実施主体及び本事業に参画する生産者、外食・中食事業者、食品製造事業者等は、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）コミュニティサイト (<https://www.gfpl.maff.go.jp/entry/>) へ登録していること。

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は実施要綱第5の1に基づき、別記様式2により事業実施計画を作成し、輸出・国際局長に提出して、承認を受けるものとする。ただし、事業実施計画の変更（同要綱第5の2の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第11の規定に基づく「変更等承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の輸出・国際局長が定める重要な変更は、交付要綱別表1の重要な変更の欄に掲げる変更とする。

3 事業の着手

事業の着手は、交付決定後に行うものとする。

第7 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに事業実施計画（別記様式2）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、輸出・国際局長に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもってこれに代えることができる。

第8 事業完了後の額の確定に係る審査の実施

事業完了後には、交付要綱第16で提出を義務付けている実績報告書に基づいて額の確定に係る審査を実施することとし、審査に当たっては、実績報告書の関係書類として各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、証拠書類及び帳簿の写しを求めることとなるので、関係書類を整備するものとする。審査は、現地調査により実施するものとする。

第9 事業収益状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第8の1の規定に基づき、事業に係る企業化、特許権等（特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける地位及び育成者権をいう。以下同じ。）の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定等、事業を実施することにより発生した収益の状況について、事業終了年度の翌年度以降3年間、毎年、別記様式3により事業収益状況報告書を作成し、毎会計年度終了後1か月以内に輸出・国際局長に提出するものとする。

第10 収益納付

1 事業実施主体は、事業に係る企業化、特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定などにより相当の収益を得たと認められる場合には、実施要綱第8の

- 2の規定に基づき、原則として毎会計年度の当該収益に、当該収益を取得したときまでに交付された補助金額をそれまでに補助事業に関連して支出された開発費総額で除した値を乗じて得た額を、国庫に納付するものとする。
- 2 納付額の上限は、交付された補助金総額から、補助事業に係る財産処分に伴う納付額を差し引いた額とする。
 - 3 収益納付すべき期間は、事業終了年度の翌年度以降3年間とする。

第11 海外の付加価値税に係る還付金の納付

- 1 事業実施主体は、事業終了後に手数料等を上回る還付額が見込まれるときは、付加価値税の還付手続を速やかに行い、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。
- 2 他の事業等と合算して付加価値税の還付手続を行う場合であっても、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

第12 権利の帰属

本事業を実施することにより特許権等が発生した場合には、その特許権等は事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し次に掲げる条件を遵守するものとする。

- 1 本事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく輸出・国際局長に報告すること。
- 2 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。

第13 留意事項

事業実施主体は、本事業の実施により知り得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

第14 報告又は指導

輸出・国際局長は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告や成果について公益の利用に供することを求め、又は指導を行うことができるものとする。

附 則

この要領は、令和3年●月●日から施行する。

別表

補助対象経費	範 囲
旅費	事業を実施するために必要となる現地調査・指導、委員会、研修、講演会、セミナー、ワークショップ、会議等の実施に当たり、職員、委員、講師等に支払われる旅費で、交通費、日当、宿泊費、諸雑費とする。なお旅費はパック旅行等を活用する等、経費の節減に努め、市場価格や複数の旅行会社等を比較検討した上で、最も安価なチケット等を利用するものとする。
謝金	事業を実施するために必要となる業務（専門的知識の提供、資料の収集等）について協力を得た者又は組織に対する謝礼に係る経費とする。 謝金の単価は、事業実施主体の内部規程や国、都道府県、市町村の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定することとする。
賃金	事業を実施するために必要となる業務（資料の整理・収集、調査の補助等）について、臨時に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）とする。 賃金の単価は、事業実施主体の内部規程や国、都道府県、市町村の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定することとする。
人件費	事業を実施するために必要となる業務について、職員（正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の事業に直接従事する者）に対して支払う実働に応じた対価とし、額の算定方法については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）によることとする。
使用料及び賃借料	事業を実施するために必要となる器具機械、会場、車両等の借上げや物品等の使用等に係る経費とする。
機器等改良費	事業を実施するために必要となる機器等の改良に係る経費とする。
委託費	事業の実施に当たり特殊な知識等を必要とする場合、やむを得ずその事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費とする。 なお、委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとし、補助金額の50%未満とする。ただし、委託先の業務が海外で行われる場合は、上記の委託比率の例外とする。 また、事業そのもの又は事業の主たる部分の委託は認めない。民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限ることとし、以上の条件を満たした上で、委託に当たっては農林水産省と協議するものとする。
需用費	事業を実施するために必要な消耗品等の購入経費、翻訳費、通訳費、通信運搬費、広告宣伝費、印刷費、資料作成費、原材料費（包装資材、食材費、木材費含む。）、輸送費・通関費、文献・資料等購入費、機器等のリース費、据え付け費等の雑費とする。
役務費	事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本業の成果と成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費とする。
その他	事業の実施において必要な進出先国の行政手続等に係る経費、送金手数料等の雑費など他の費用に該当しない経費で、事業を実施するために必要な経費とする。

農林水産省輸出・国際局長 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

特認団体承認申請書

- 1 事業名
- 2 団体の名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 代表者の役職及び氏名
- 5 設立年月日
- 6 事業年度（ 月 ～ 月）
- 7 構成員

名称	所在地	代表者 氏名	大企業・ 中小企業 の別	従業員数	資本金	年間 販売額	主要 事業	備考

- 8 設立目的
- 9 事業実施計画
- 10 特記すべき事項
- 11 添付資料

必要に応じて、以下に掲げる書類を添付すること。

- (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
- (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）。
- (3) その他の参考資料

令和 年 月 日

農林水産省輸出・国際局長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

令和〇〇年度海外向け戦略的サプライチェーン構築推進事業実施計画の承認（変更、中止、廃止の承認）申請について

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成28年10月11日付け28食産第2762号農林水産事務次官依命通知）第5の1（注1）の規定に基づき、関係書類（注2）を添えて、承認（変更又は中止若しくは廃止の承認）を申請します。

- （注1） 事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止の承認申請の場合は、「第5の2」とする。
- （注2） 関係書類として別添を添付すること。
- （注3） 事業実施計画の中止又は廃止の場合には、本様式中の「事業の目的」を「中止（廃止）の理由」とし、当該箇所に中止又は廃止する理由について記載すること。
- （注4） 事業実施結果に係る報告書の一部として本様式を用いる場合には、件名を「令和〇年度海外向け戦略的サプライチェーン構築推進事業実施計画の報告について」とし、別添「第1 総括表」及び「第2 個別事業実施計画添付資料」には実績を記載すること。

別添

第1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助	事業実施主体		
海外向け戦略的サプライチェーン構築推進事業	1. コンテナリース、輸送（運賃・通関等の輸送にかかるもの）に係る経費 2. 上記1以外の経費 ・〇〇 ・〇〇 ・〇〇	円	円	円	(1) 委託する場合のその相手先名 (2) 委託の内容及びそれに要する経費	
合計						

- (注) 1 事業種類は、交付要綱別表の区分の欄により記入すること。
 2 事業細目は、交付要綱別表の経費の欄により記入すること。

第2 個別事業実施計画添付資料

1 事業概要

(1) 事業種類 (注1)	
(2) 事業実施国・地域 (都市名)	
(3) 事業実施主体	
(4) 事業概要 (注2)	
(5) 事業総額	●円
(6) 事業実施期間	交付決定日～令和 年 月 日

(注1) 複数の種類の事業を実施する場合は、それぞれの事業種類を記載すること。

(注2) 複数の種類の事業を実施する場合は、それぞれの事業の概要を簡潔に記載すること。詳細は6で記載すること。

2 事業実施主体 (代表者) の概要

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 設立年月日
- (4) 主たる業務の内容
- (5) 代表者の役職及び氏名
- (6) 連絡担当者
所属、役職名及び氏名
電話番号及びFAX 番号
E メールアドレス

3 事業の目的

事業実施の背景となる、市場の変化や新たな需要、農林水産物・食品の輸出拡大等を図る上でのサプライチェーン構築における課題などを踏まえ、本事業の目的をわかりやすく記載すること。

※新型コロナウイルス感染症の長期化によりどのような影響を受けたかも記載すること。

4 成果目標

達成を目指す定量的な目標についても記載すること。なお、輸出先国又は地域及び品目は、農林水産省が定める輸出戦略における品目別・国別輸出目標に沿ったものとする。

事業の取組内容	輸出先国又は地域	品目	成果目標 ※事業実施後6か月以内の見込み

事業化可能性調査・実証等の取組は以下による。なお、事業実施後6か月以内に見込めるものとする。

注1：成果目標の欄には、具体的な数値目標等を記載すること。

具体的な数値目標等の記載例

- ・本取組を通じて、輸出額を〇億円（〇%）増加。
- ・本取組を通じて、輸送コストを〇%削減。

注2：取組の結果、当初見込んでいた成果が得られなかった場合は、本事業の実績報告において、その要因や解決すべき課題、要因を分析した上で考えられる解決方法等を記載すること。

PR活動、マッチングは以下による。なお、事業実施後6か月以内に見込めるものとする。

注1：商談成約額（見込含む。）は、商談等に取り組む事業者に対して報告を求めること。

注2：輸出額（見込み含む。）は、貿易統計等使用せず、商談等に取り組む事業者に対して報告を求めること。

注3：事業（取組）内容は、活動ごとに記載すること。

5 事業実施により見込まれる効果

- (1) 我が国農林水産物・食品の輸出拡大や農林水産・食関連企業の海外展開への効果・波及効果について、当該コンソーシアムで取り組むメリットも含め記載すること。
- (2) (1) に伴う事業実施国におけるサプライチェーン構築への貢献について記載すること。
- (3) その他に、我が国農林水産物・食品の輸出や農林水産業・食品産業への効果・影響が想定される場合は記載すること。

6 事業の内容

- ・事業内容の詳細（事業実施国の選定理由、海外展開の方針、海外展開及びサプライチェーン構築の現状と課題、課題解決に向けた取組方針、事業化可能性調査・実証等の内容）を記載すること。
- ・複数企業の連携による海外展開の取組方針を記載すること
- ・必要により、図表、写真等を用いてわかりやすく記載すること。
- ・複数の種類の事業を実施する場合は事業種類ごとに事業内容を記載すること。

(事業種類ごとの記載留意点)

- ・事業化可能性調査・実証については、その調査・分析・実証手法、スケジュール等について記載すること。
- ・機器・資材のリースや改修については、その目的、手法、スケジュール等について記載すること。
- ・商品・技術のPR活動については、展示会等実施する活動のテーマ、開催地・開催期間、参加者人数、事業実施方法（参加者応募方法等）、スケジュール等について記載すること。
- ・現地パートナー候補とのマッチングについては、その目的、手法、スケジュール等について記載すること。

(委託を実施する場合の記載留意点)

- ・委託を実施する場合は、委託内容等を具体的に記載すること。

委託内容：具体的な委託内容を記載

委託理由：委託の必要性等を具体的に記入

委託予定先：委託先が決まっている場合は、委託先名、選定理由等を記載。委託先が決まっていない場合は、想定先や選定方法等を記載

委託予定金額：●●●円

委託予定金額の根拠：見積書等の金額の根拠となる資料を添付すること。

7 事業実施体制

- ・事業実施体制をコンソーシアム構成企業の役割分担が分かるよう図示すること。また、連携・委託等を行う団体がある場合は、その名称、概要及び事務処理体系についても記載すること。
- ・また、事業実施中の危機管理体制について、連絡先等を記載すること。

8 年間スケジュール

実施内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1) 事業化可能性調査・実証（機器・資材のリースや改修等含む。）					(例)	←●●地区現地調査→						
(2) 商品・技術のPR活動					←●●社商談会開催→							
(3) 現地パートナー候補とのマッチング									●●においてマッチング開催			

※各事業種類の実施内容ごとにスケジュールを記載すること。

9 事業実績概要

- ・事業実施後、取組実績について概要を記載すること。
- ・事業実施効果について検証結果の概要を記載すること。
- ・別途事業実施結果を報告書として取りまとめ農林水産省に提出すること。

令和 年 月 日

農林水産省輸出・国際局長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

令和〇〇年度海外向け戦略的サプライチェーン構築推進事業収益状況報告書

令和〇〇年〇月〇〇日付け〇〇輸国第〇〇号で補助金の交付決定通知があった令和〇〇年度海外向け戦略的サプライチェーン構築推進事業収益状況報告書について、農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成28年10月11日付け28食産第2762号農林水産事務次官依命通知）第8の1の規定により、事業の収益の状況について下記のとおり報告する。

記

- 1 事業に係る企業化、特許権等の譲渡又は特許権等を利用する権利の設定等事業を実施することにより発生した収益
円
- 2 本年度までに補助事業に関連して支出された費用の総額
円
- 3 補助金の確定額
令和 年 月 日付 第 号確定
円

（注1） 収益計算書等を添付すること。